

大和都市計画その他の処理施設を変更する理由書

大和都市計画 その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設（粗大・リサイクル施設）（以下、リサイクル施設という。）は、令和 2 年 3 月 2 日に都市施設としての都市計画決定を行ったが、令和 2 年 3 月 27 日に奈良県から洪水浸水想定区域が公表され、リサイクル施設の都市計画区域の一部が、浸水想定区域の内、大和川水系高瀬川 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（以下、河岸浸食区域という。）に含まれることが判明した。これによりリサイクル施設の都市計画区域の北側界から最大約 33m の幅で、計画区域の約 30% が河岸浸食区域に含まれることとなった。

河岸浸食区域は、大和川流域における想定最大規模降雨（12 時間総雨量が 316 mm）を前提とし、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより水害による被害の軽減を図るために、高瀬川の河岸が浸食された場合の家屋等の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものであり、土地利用について法的な規制を伴うものではないとされている。

しかし事業主体である山辺・県北西部広域環境衛生組合は、主要な建築物が河岸浸食区域に含まれる現在の計画のまま事業を進めることは、危機管理上適切ではないと判断し、リサイクル施設への運搬車庫が計画されていた隣接地を含め、改めて一体のリサイクル施設として必要な施設の配置計画を策定するため都市計画区域の変更を行うものである。

また、上記内容にて都市計画法に基づく公聴会の開催の公告（令和 2 年 8 月 11 日 天理市公告第 50 号）を行ったが、その後、計画区域南側に隣接する土地において用地取得の目途がたったため、その区域も含め、再度、計画区域の変更を行うものである。

【洪水浸水想定区域】

洪水により相当な損害が生じる恐れのある県が指定した河川（以下、水位周知河川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

県内の水位周知河川について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域のうち、河岸の浸食幅を予測した区域